

地方独立行政法人静岡市立静岡病院第4期中期目標（案）

目 次

前文

第1 中期目標の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 静岡病院が担うべき医療
 - （1）高度医療・専門医療等
 - （2）救急医療
 - （3）感染症医療
 - （4）災害時医療
- 2 患者の視点に立った信頼される医療の提供
 - （1）患者中心の医療の推進
 - （2）医療安全対策
 - （3）患者サービスの向上
- 3 医療従事者の確保と働き方改革
 - （1）医療従事者の確保
 - （2）医療従事者の働きやすい環境づくり
- 4 地域との連携
 - （1）地域の医療機関との連携
 - （2）市や関係機関等との連携
 - （3）市民への情報提供

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 効率的な業務運営等
- 2 教育研修の充実
- 3 職員の勤務意欲の向上
- 4 事務部門の強化

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 経営指標に係る数値目標の設定
- 2 収入の確保及び費用の節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 法令等の遵守
- 2 病院DXの推進
- 3 施設・医療機器等の更新

前文

地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「静岡病院」という）は、1869年の創立以来 150 年余にわたり、地域の基幹的病院として、市民の健康と生命を守り続けてきた。2016 年度の法人設立以降は、地方独立行政法人の特性を生かし、自律性及び機動性の高い病院運営を通じて、高度化・多様化する医療需要に的確に対応し、循環器系疾患領域をはじめとする高度・専門医療、救急医療、感染症医療など本市の政策医療の中核を担ってきた。

第 3 期中期目標の期間（2023 年 4 月～2027 年 3 月）においては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症への対応、医療人材不足の深刻化、物価高騰等による経営環境の悪化など、病院経営を取り巻く環境は一層厳しさを増している。このような状況下で、静岡県をはじめとした全国の都道府県において、国の方針に基づく「新たな地域医療構想」の策定作業が進められており、医療機関の連携強化・再編（役割分担）・集約化等を通じ、すべての人が必要な医療・介護を将来にわたって安心して受けられる医療提供体制の構築に向けた検討が始まっている。

現在、本市は全国と比較して深刻な人口減少に直面している。人口の減少及び人口構造の変化は、長期的には医療需要の変化を引き起こし、また、医療従事者の確保にも影響を与える。

こうした状況の中で、静岡病院には、第 5 次静岡市総合計画等を踏まえ、また、静岡県地域医療構想等との整合を図りながら、将来を見据えた病院のあり方を整理し、高度急性期医療を担う中核病院としての機能を一層発揮することで、地域医療に貢献していくことが求められる。また、老朽化が進む施設・設備への対応を含め、将来の医療需要や医療提供体制の変化に適応した病院運営に向けた備えを進める必要がある。

病院事業は、「誰もが安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち」という本市が掲げる目指すまちと暮らしの姿の実現に資する重要な公共性の高い事業である。静岡病院には、市の医療政策を支える基幹病院として、地域医療への貢献と経営の安定という両立の難しい課題に引き続き真摯に取り組み、市民に対して安全で質の高い医療を将来にわたり提供していくことを求め、ここに第 4 期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

2027年4月1日から2031年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 静岡病院が担うべき医療

医療需要の変化や、地域医療構想をはじめとする国及び県の医療政策の動向を的確に捉え、市の医療政策を支える基幹病院として、また、地域における中核病院として、他の医療機関との連携をさらに深めながら、以下に示す小項目に従って質の高い医療を提供すること。

(1) 高度医療・専門医療等

地域における中核病院として、これまでの心臓・血管疾患治療等の実績を踏まえ、引き続き、高度で専門的な医療を提供すること。

また、地域がん診療連携拠点病院として、患者の病態に応じた質の高いがん医療を提供すること。

さらに、今後の医療需要に対応した医療を提供し続けていくこと。

(2) 救急医療

救急医療を担う体制を堅持し、救急患者を積極的に受け入れ、本市の救急医療体制における中心的な役割を引き続き担うこと。

(3) 感染症医療

本県で唯一の第一種感染症指定医療機関として、一類感染症患者に対する医療を提供できる体制を維持すること。

また、新興感染症等の感染拡大に備え、平時からの機能整備に取り組み、新興感染症等の発生時には、市及び関係機関と連携し、地域の感染症医療提供体制において中核的な役割を果たすこと。

(4) 災害時医療

市民の安全・安心を守るため、災害拠点病院として、大規模災害発生時に迅速かつ的確な医療救護活動を実施できるよう、平時から人的・物的資源の確保、マニュアル整備及び訓練等を通じ、災害時の医療提供体制を維持・強化すること。

2 患者の視点に立った信頼される医療の提供

(1) 患者中心の医療の推進

患者に信頼される病院として、診療情報を適切に管理するとともに、患者への十分な説明と同意のもとに医療を提供すること。

(2) 医療安全対策

患者に対し、安全・安心な医療を提供するため、職員全員が医療安全への意識を高めるとともに、医療事故・院内感染の予防や再発防止に組織的に取り組むこと。

(3) 患者サービスの向上

日頃から患者のニーズを意識し、対応策や改善策を迅速かつ的確に講ずることで、患者満足度の向上につなげる。また、職員一人ひとりが患者に寄り添った対応ができるよう、職員の接遇向上に取り組むこと。

3 医療従事者の確保と働き方改革

(1) 医療従事者の確保

医療需要に即した医療提供体制を確保するため、教育研修・研究機能の充実や勤務環境の整備等により、知識と専門性を有する医療従事者の確保に計画的に取り組むこと。

(2) 医療従事者の働きやすい環境づくり

勤務負担の軽減、業務の効率化及び柔軟な勤務形態の整備等を通じ、医療従事者の健康維持やワーク・ライフ・バランスの確保に取り組むこと。

特に、医師の時間外労働規制については、勤務医の負担軽減に関する計画に基づき確実に対応すること。

4 地域との連携

(1) 地域の医療機関との連携

地域医療支援病院として、他の医療機関との適切な役割分担のもと、患者の容態に応じた適切な医療を提供できるよう、引き続き患者の紹介を受け、又は逆紹介を行うなど、医療機関間の連携をさらに深めること。

(2) 市や関係機関等との連携

市の医療政策におけるパートナーとして、地域の医療機関や県その他の関係機関と連携・協力し、地域の医療従事者への研修の実施など、安定的な医療提供体制の確保に資する取組を進めること。

(3) 市民への情報提供

病院の役割・機能や診療実績等の市民に有用な情報を適時適切に発信し、

市民に分かりやすく届けること。また、医療に関する知識の普及のため、市内の教育機関等と連携し、医療教育をさらに推進していくこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な業務運営等

医療環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、自律性、機動性に優れた効率的な業務運営体制を構築すること。また、法人内の人的資源が効率的かつ有効に機能するよう、各部門の自由闊達なコミュニケーションにより組織力を十分に発揮し、業務運営体制の強化を図ること。

職員全員が業務運営に関する意識を高め、組織として業務改善に継続的に取り組むこと。また、部門別の目標による管理や外部評価の活用により業務運営を改善すること。

2 教育研修の充実

職員のスキルアップのため、体系的な部門別研修、テーマ別研修等を充実させること。

3 職員の勤務意欲の向上

働きやすい職場環境を整備し、職員の自己啓発への支援制度や能力・勤務実績が認められる仕組みを整備することで、職員の勤務意欲を向上させ、組織の活性化を促すこと。

4 事務部門の強化

事務職員の計画的な採用とともに、研修や人事管理等の仕組みの推進等を通じて、病院経営及び医療に関する制度等に精通した専門性の高い事務職員を確保し、育成していくこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営指標に係る数値目標の設定

政策医療等の実施に係る運営費負担金の受け入れの下、経営の健全化に向けた業務改革等を推進すること。

経常収支比率、医業収支比率等の経営指標について、2025年度実績値を上回る数値目標を設定し、早期の経常収支の黒字化に向けて取り組むこと。

2 収入の確保及び費用の節減

収入増加につながる診療体制の確保や効率的な病床利用に取り組むとともに、

診療報酬改定、患者の動向等の医療環境の変化に的確かつ迅速に対応し、安定的な収入確保につなげること。

また、職員全員がコスト意識を持ち、効率的な業務運営を行うとともに、人件費及び材料費の管理、材料の調達コストの削減等を通じ、費用を節減すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令等の遵守

医療法等の関係法令を遵守し、行動規範の確立及び実践により、適正な業務運営を行うこと。また、個人情報保護、情報公開、労務管理及び施設管理等に関して、法令や国のガイドラインに基づき、適切に対応すること。

2 病院DXの推進

科学技術の進展により、医療分野においても、業務運営効率化や患者サービスの向上に資する技術の創出・実装が進んでいる。

デジタル化への対応については、医療の質の向上、働き方改革の推進等を見据え、各種技術を積極的に活用していくこと。

3 施設・医療機器等の更新

今後の医療需要の変化や地域の実情、医療技術の進展及び質の高い医療の提供と安定的な病院経営の両立という視点を踏まえながら、費用対効果等を検証した上で、長期的な視点に立ち、病院施設・設備の更新・整備を計画的に実施すること。

特に、老朽化が進む施設については、市が定める静岡病院が将来にわたり担うべき役割・機能を見据え、市と十分に連携し、病院の再整備の準備を進めること。